石原産業健康保険組合

## 被扶養者異動手続きについて

新年度を迎えるにあたり、次に該当する被扶養者は石原産業健康保険組合(以下 健保)の資格を喪失しますので、該当する場合は早急に手続きをお願いいたします。

- 1. 対象者
- ①18歳以上28歳未満で
  - ・学校を卒業し、その後は無職・パート・アルバイトである
  - ・就職し、別の健康保険(組合・協会)の被保険者となった
  - ・学校を中途退学した
- ②パート・アルバイトで勤務していたが、雇用契約の変更等により 収入が増加し、被扶養者に該当する基準額を超えた、または超 える予定である。
- ③正社員になり、別の健康保険(組合・協会)に加入した。
- 2. 手続き 被扶養者届に必要事項を記入の上、健康保険証を添えて 各事業所の人事・労務担当者経由で提出してください。 (用紙は健保ホームページに掲載しています)
- 3. 提出期限 異動の日より5日以内
- 4. ご注意
- ・18歳以上で無職であるが、病気療養中等で働くことができない場合は健保にご相談ください。
- ・喪失後、当健保の健康保険証で医療機関に受診された場合、 健保負担分(7割)を請求させていただきます。
- ・お手元の当健保の健康保険証については、喪失日以降は ご使用になれませんので早急にご返却願います。

健康保険組合では、18歳以上60歳未満の方は原則として被扶養者になれません。(※)但し、28歳未満までの学生、病気療養等で働くことができない方を除きます。(要証明)

(※)配偶者に限り、給与収入等が 130 万円未満の方は被扶養者になることができます。 詳しくは健保までお問い合わせください。